

基安化発 0214 第 1 号

平成 24 年 2 月 14 日

化成品工業協会会長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部

化学物質対策課長

顔料製造工程における化学物質管理の徹底について（要請）

化学物質管理については、従来から推進してきたところであり、貴協会におかれましても、自主的対策の樹立、推進等長年にわたり積極的に取り組んでおられるところであります。

しかしながら、今般、顔料に意図せず生成した微量の PCB が混入する事例がありましたことは、誠に遺憾なことであり、厚生労働省といたしましては、その予防対策の一層の徹底を図ることとしております。

つきましては、貴協会におかれましても、意図しない PCB の生成による労働者ばく露を予防するため、貴協会会員事業場に対して下記 1 の事項について調査の上、平成 24 年 3 月末日までに小職あて御報告ください。

また、関係事業場における自主的労働衛生管理体制の一層の充実等その対策の徹底に万全を期されるよう下記 2 の事項について要請します。

記

1 調査事項

- (1) 顔料を製造し、又は取り扱うプラントにおける工程ごとの PCB 濃度
- (2) 顔料の製造作業又は取扱い作業に従事する労働者の安全衛生管理状況（保護具の使用状況を含む。）

2 要請事項

- (1) 顔料製造工程における危険性又は有害性等の調査等（リスクアセスメント）を実施すること。
- (2) 関係労働者に対して、特定化学物質による障害の予防に関し、必要な教育を実施すること。

基安化発 0214 第 2 号

平成 24 年 2 月 14 日

都道府県労働局労働基準部健康主務課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部

化学物質対策課長

顔料製造工程における化学物質管理の徹底について

化学物質管理については、従来から推進してきたところであるが、今般、顔料に意図せず生成した微量の PCB が混入する事例があったことは、誠に遺憾なことであり、その予防対策の一層の徹底を図る必要がある。

このため、本日、標記のことについて、化成品工業協会会長に対して別添のとおり要請を行ったところであるので、了知されたい。

また、各局においても、顔料製造工程を有する事業者に対して、適切な指導を実施されたい。